

2-2 迷惑駐輪による歩行環境・景観の悪化

(1) 都心部や駅周辺における駐輪場の不足

- ・札幌市では、公共交通機関の乗継需要のために駅周辺において駐輪場の整備を進め、現在までに約 48,000 台の施設容量を確保しております。しかしながら、駐輪台数もさらに増加し、駅周辺では約 59,000 台の駐輪需要があるため、駐輪場不足は解消していません。【①】
- ・都心部では、札幌駅周辺を中心に公共駐輪場の整備を進めてきましたが、大通・すすきの駅周辺では、十分な整備が進んでいません。【②】

【①駅周辺における駐輪場の不足】

- ・地下鉄・JR 駅周辺における自転車の駐輪台数と施設容量の推移の通り、駅周辺における駐輪場整備を着実に進めており、平成 11 年からの 10 年間で約 1 万台分の駐輪場を整備しています。
- ・しかしながら、駐輪台数も同 10 年間で約 1.3 万台増加しており、平成 21 年では、依然として駐輪需要に対して約 1.1 万台分の駐輪施設が不足している状況にあります。

- ・市内駅周辺の施設容量：H11 年度調査 37, 237 台→H21 年度調査 47, 830 台
- ・市内駅周辺の駐輪台数：H11 年度調査 46, 018 台→H21 年度調査 59, 084 台

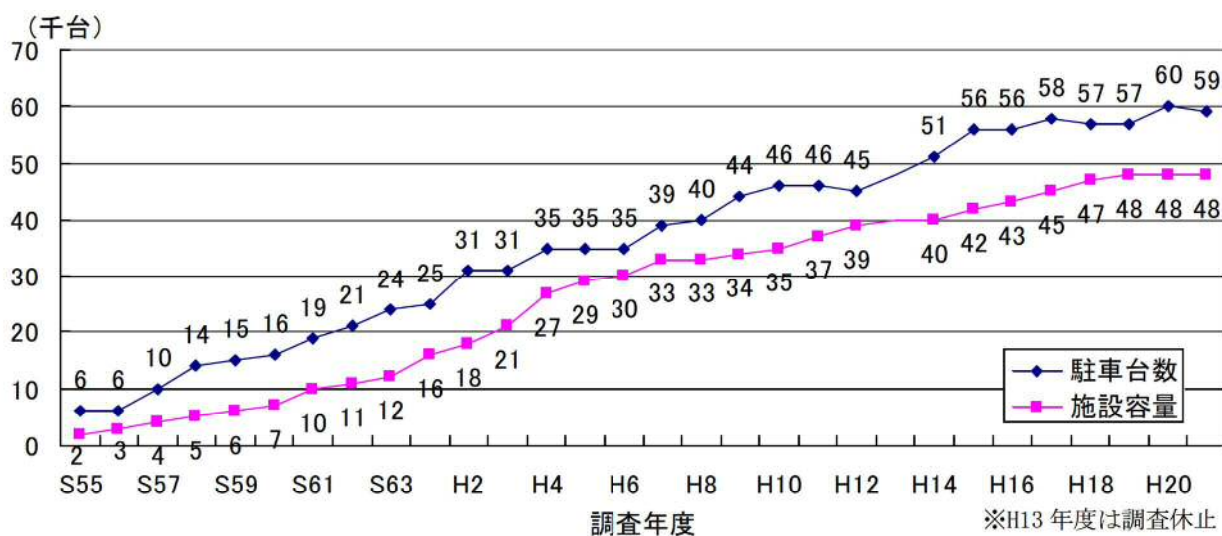


図 2-11 地下鉄・JR 駅周辺の自転車駐輪台数と施設容量の推移

【②都心部における駐輪場の不足】

- ・都心部全体では、9,752 台の駐輪台数に対して、施設容量は 5,352 台にとどまっており、4,400 台分の駐輪施設が不足しています。
- ・エリア別の駐輪台数と施設容量をみると、札幌駅周辺（北 8 条通～北 4 条通）以外では駐輪場がほとんどなく、大通北（北 4 条通～北大通）、大通南（北大通～月寒通）では、駐輪台数が施設容量を大きく上回っている状況です。

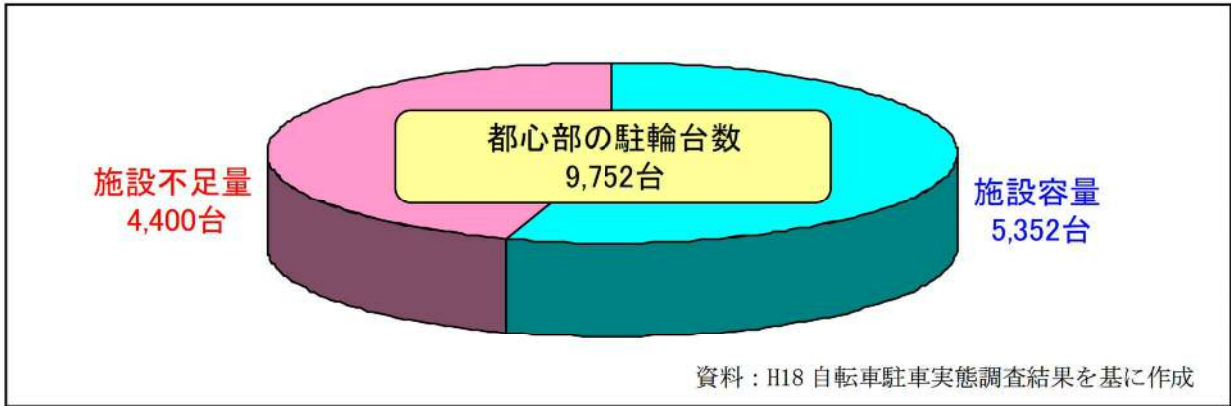


図 2-12 都心部全体における駐輪需給バランス

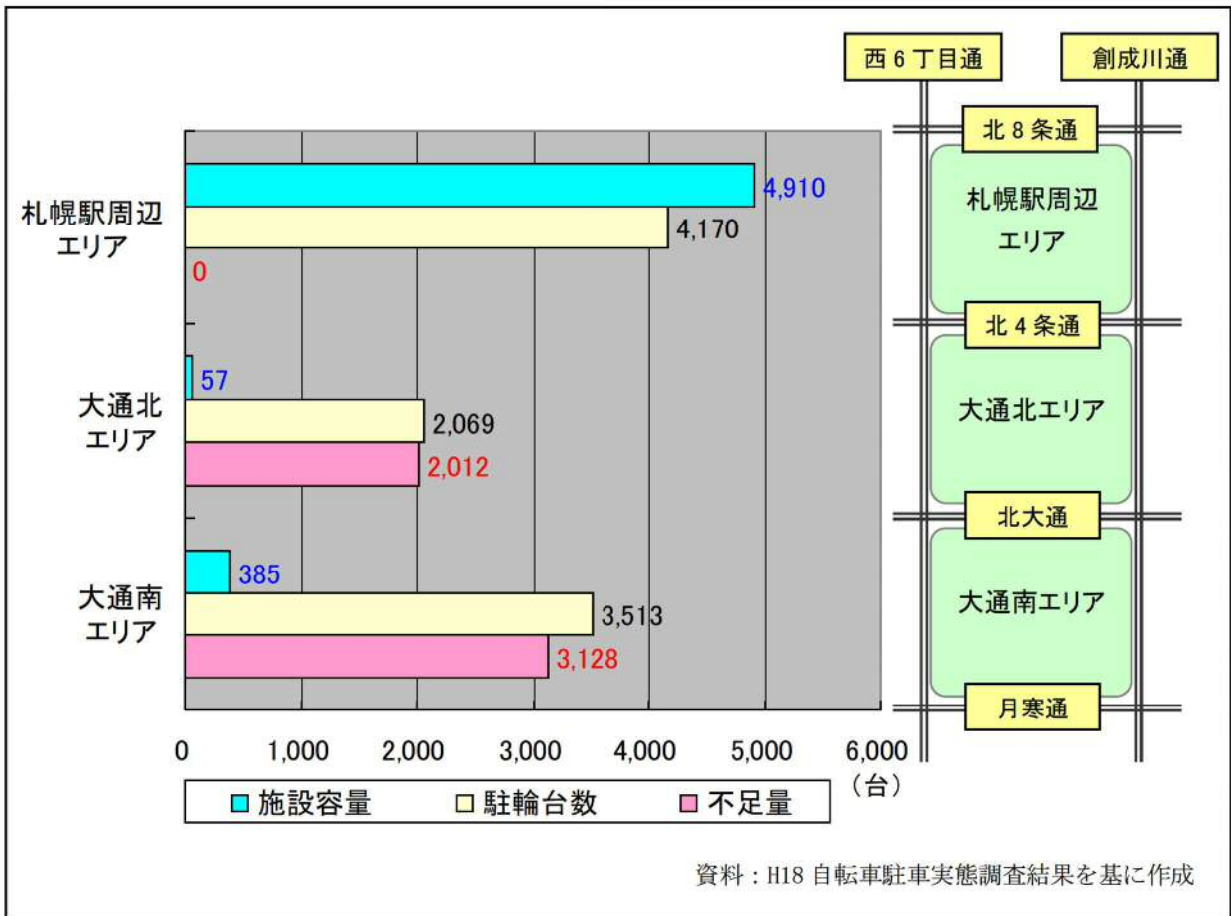


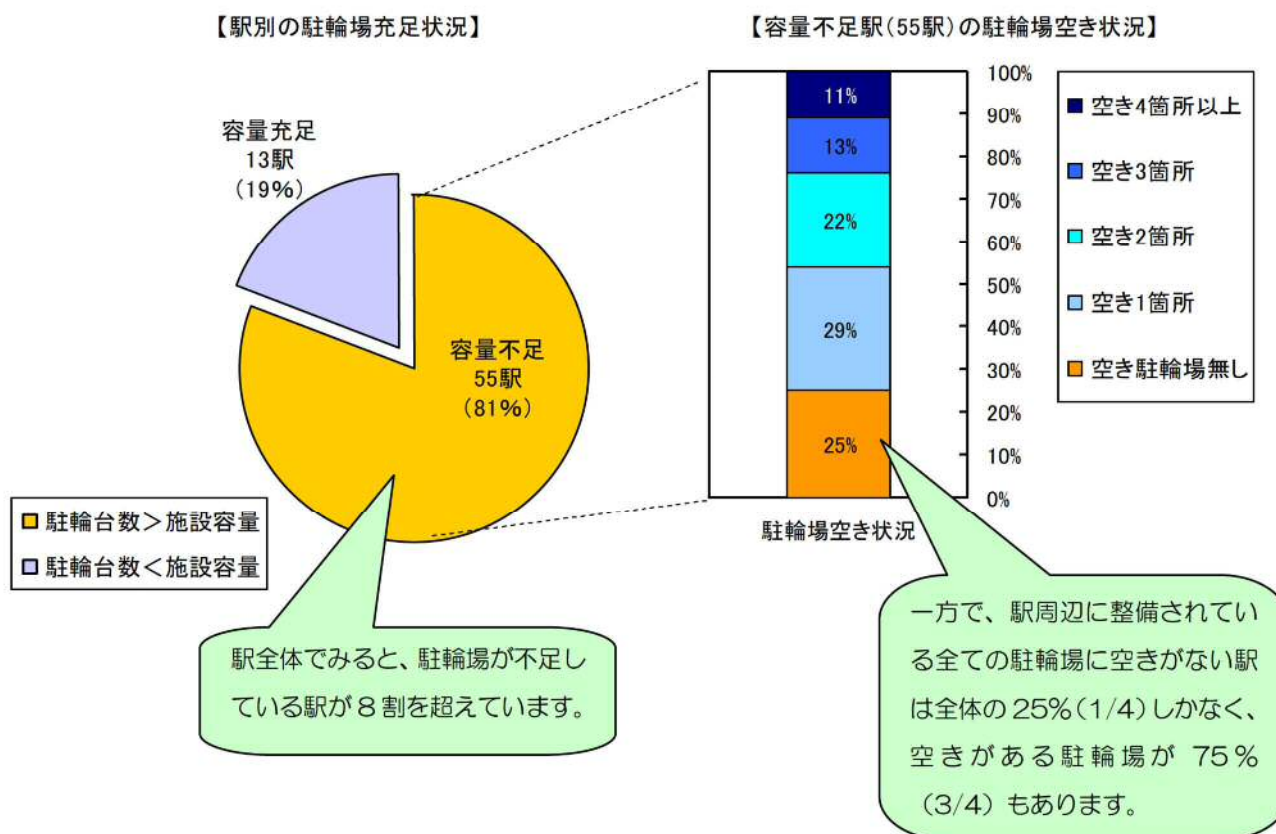
図 2-13 都心部におけるエリア別駐輪需給バランス

(2) 利用率の低い駐輪場の存在

- ・十分な台数の駐輪場が整備されている場合でも、「料金を負担したくない」、「目的地から離れている」などの理由により、駐輪場が利用されず、歩道上に駐輪している場合があると考えられます。【③】【④】

【③空いている駐輪場が利用されていない】

- ・地下鉄と JR を合わせた市内 68 駅のうち 55 駅では、駅全体の駐輪台数が施設容量を上回っています。
- ・このうち、1 箇所以上、空きのある駐輪場がある駅は 75% となっており、それらの駐輪場は自転車利用者のニーズに合わず、有効利用されていない状況にあります。



資料：H20 自転車駐車実態調査

図 2-14 駅における駐輪場充足状況と容量不足駅の駐輪場空き状況

【④目的地から遠い駐輪場が利用されていない】

- ・ 駅からの距離が 150m 以内の駐輪場では利用率が 100% を超えている一方で、駅からの距離が 150m 以上の駐輪場では利用率 100% 未満となっており、駅や目的地から離れ過ぎた駐輪場は利用されにくい状況となっています。

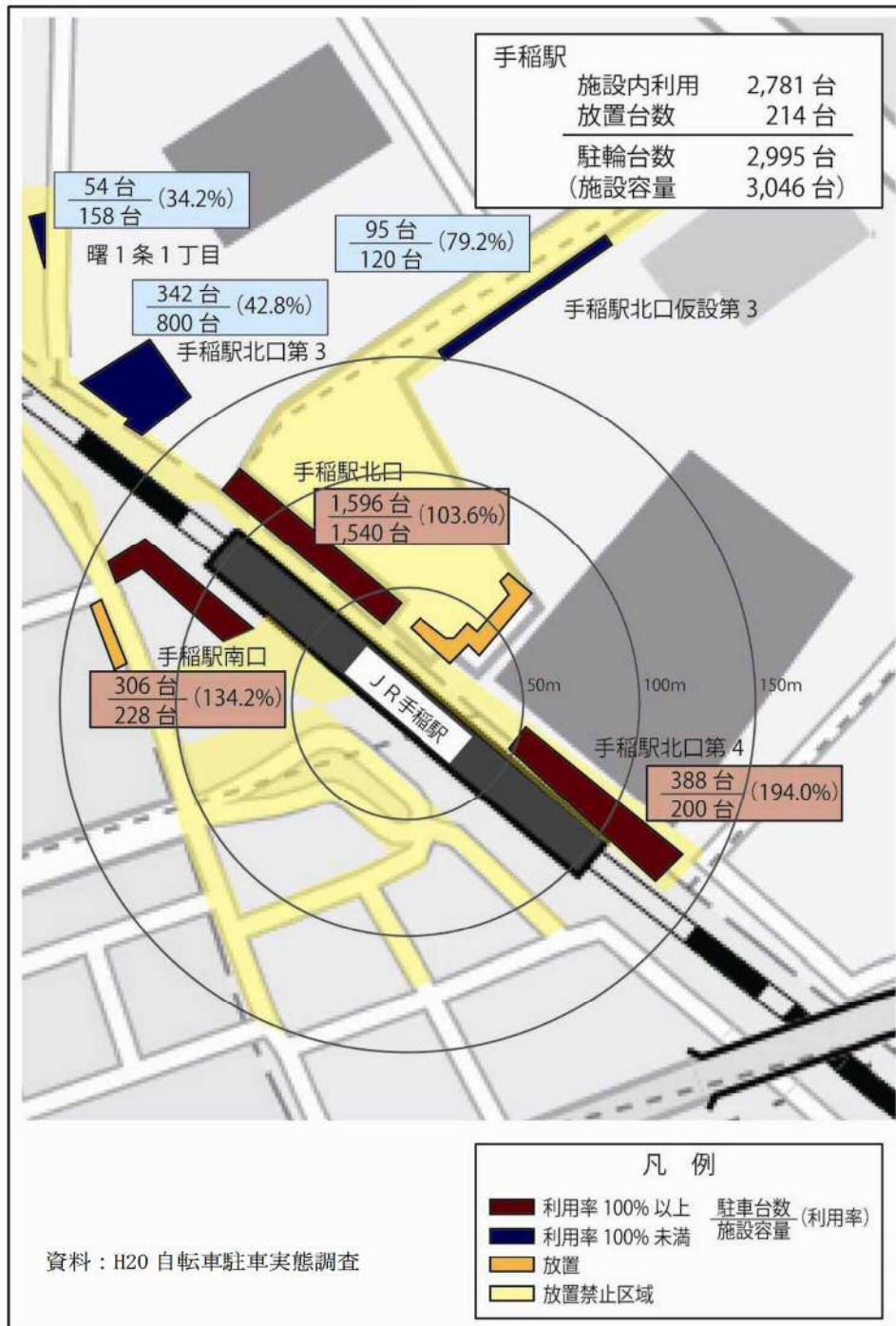


図 2-15 JR 手稲駅周辺の距離帯別の駐輪状況

(3) 迷惑駐輪による歩行環境や景観の悪化

- ・駐輪場の不足や不十分な案内、一部の自転車利用者がルールやマナーを十分に認識していないことなどにより、都心部や駅周辺において、歩道上での迷惑駐輪が発生しています。
- ・迷惑駐輪により、歩行環境が悪化し、また、景観も損なうこととなるため、良好な都市環境の形成に影響を及ぼしています。【⑤】

【⑤迷惑駐輪による歩行環境や景観の悪化】

- ・市民からは、歩道上の違法駐輪は「非常に歩きにくく問題がある」、また「景観を著しく損なっている」と認識されています。

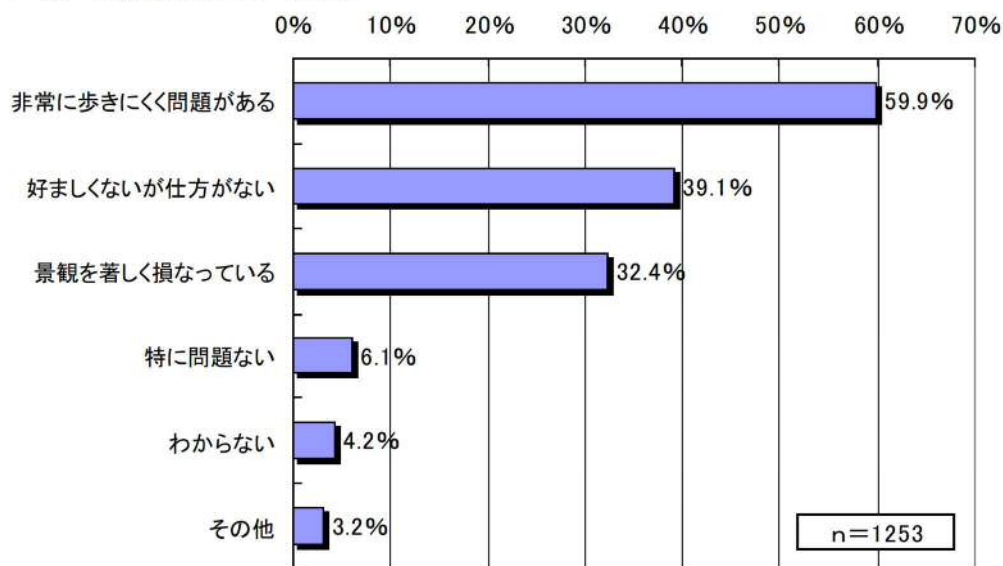


図 2-16 歩行者からみた歩道上の違法駐輪についての認識

<歩行の妨げとなる迷惑駐輪>



<都市景観を悪化させる迷惑駐輪>



(4) 放置自転車の撤去・処分

- ・道路上に放置された自転車は、「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例」（以下、放置禁止条例）に基づき、市内全体で年間約 2.3 万台が撤去され、そのうち約 1.7 万台（全体の約 7 割）は引き取られずに処分されています（平成 20 年度）。【⑥】
- ・つまり、市税により引き取られない自転車を撤去・処分しており、市民全員で毎年その費用を負担していることとなります。

【放置自転車対策の現状】

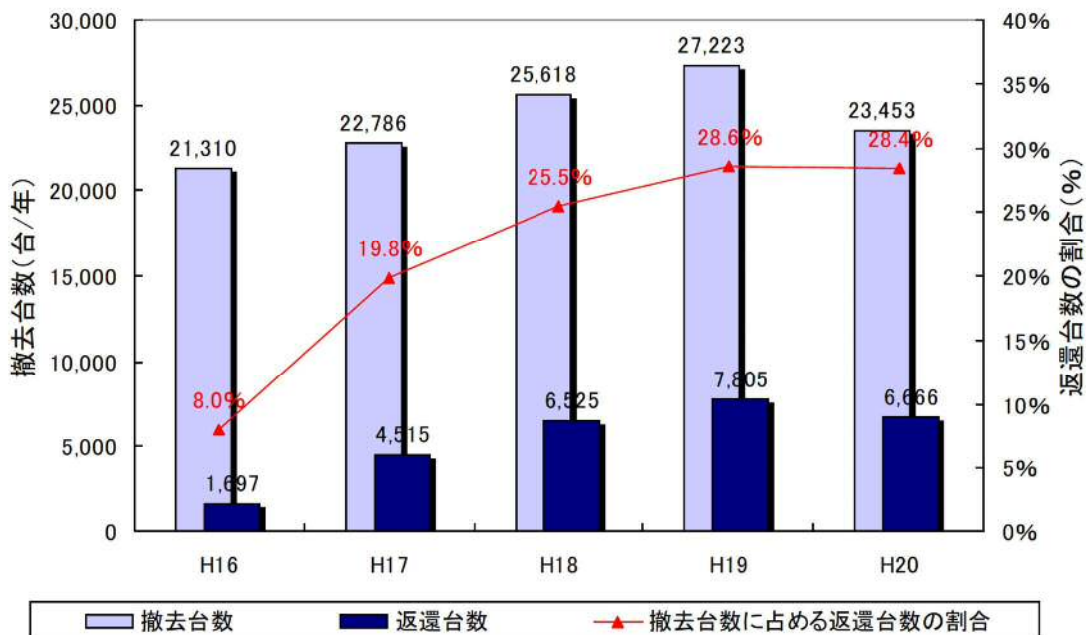
- ・駅周辺の路上等に放置される自転車に対処するため、昭和 60 年度から、乱雑に放置されている自転車が多い駅に人員を配置して、駐輪場への誘導および整理を実施し、著しい効果を上げています。平成 21 年度は、60 駅に 181 名を配置しています。
- ・また、平成 8 年度に放置禁止条例を施行し、平成 16 年度からは札幌駅周辺において、自転車等放置禁止区域（以下、放置禁止区域）内の放置自転車の即日撤去を行っています。



放置自転車の撤去の様子

【⑥放置自転車の処理費用の増加】

- ・平成 20 年度では市内全体で年間 23,453 台の放置自転車が撤去されており、そのうち返還されているのは 6,666 台（28.3%）に過ぎません。16,787 台（71.3%）は引き取られずに処分されています。



資料：札幌市資料

図 2-17 札幌市における放置自転車の撤去・返還・処分状況

(5) 附置義務条例による駐輪場整備の現状

- ・平成 14 年 4 月、一定規模以上の建築物の新築・更新時に駐輪施設の設置を義務付ける「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例」（以下、附置義務条例）を施行しました。
- ・附置義務条例は、既存の建物を対象とするものではないことや、札幌市の設置基準は下表のように他の大都市に比べ緩やかな基準となっていることから、条例施行以降、都心部での附置義務駐輪場整備台数は約 600 台（平成 20 年度末現在）にとどまっており、多くの建物が未だに従業員や利用者のための駐輪場を持たない状況にあります。

【附置義務条例の概要】

[条例名称] 札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例

[対象区域] 市内全域

[対象車種] 自転車及び原付

[対象施設及び規模]

- ・下表に掲げる施設で、平成 14 年 4 月 1 日以降に新築・増築・改築（着手）されるもの
- ・〇〇㎡あたり 1 台整備（ただし 20 台未満の場合は該当しない）

小売店舗	銀行	遊技場等	専門学校等	事務所
小売店舗 145㎡※1 小売店舗 45㎡※2	銀行等 70㎡※1	遊技場等 140㎡※3 ぱちんこ屋 30㎡※3	無し	無し

※1 駐車場整備地区、※2 近隣商業地域、商業地域、※3 駐車場整備地区、近隣商業地域、商業地域いずれかの地域

【附置義務駐輪場の整備状況】

- ・札幌市での附置義務駐輪場（自主的設置分も含む）の整備台数は、附置義務条例施行から 7 年後の平成 20 年度末で 4,597 台となっており、地下鉄・JR 駅周辺における公共駐輪場の整備台数約 48,000 台の 10 分の 1 にとどまっています。
- ・また、都心部での附置義務駐輪場整備台数は、平成 20 年度末現在で 584 台（市全体の 11.5%）にとどまっています。

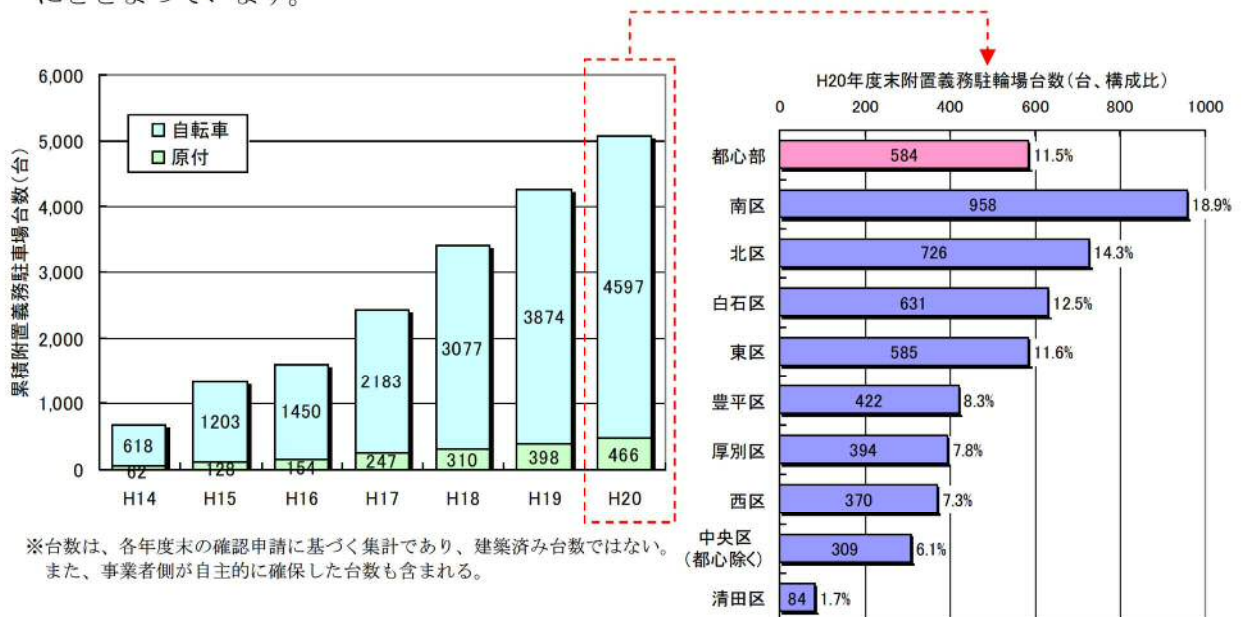


図 2-18 附置義務駐輪場の整備状況（左：札幌市内、右：区別構成）